



外事犯罪捜査 ハンドブック【第3版】

■ 植村 誠 監修 ■ 桑名 仁、西谷 隆 原著
■ 石島 正貴、市原 久幸、鵜野澤 亮、萩岡 哲也 編著

定価 3,190 円 (本体 2,900 円 + 税10%)

■ A5判 ■ 並製 ■ 448頁

ISBN978-4-8037-4297-8 C3032

本書のポイント

最新の法改正に合わせた第3版！

令和5年・6年の入管法改正を反映して加筆修正したほか、最新の情報を盛り込み、また、人身売買罪についても新たに書き加えるなど、大幅リニューアル！ 資料編も追加！

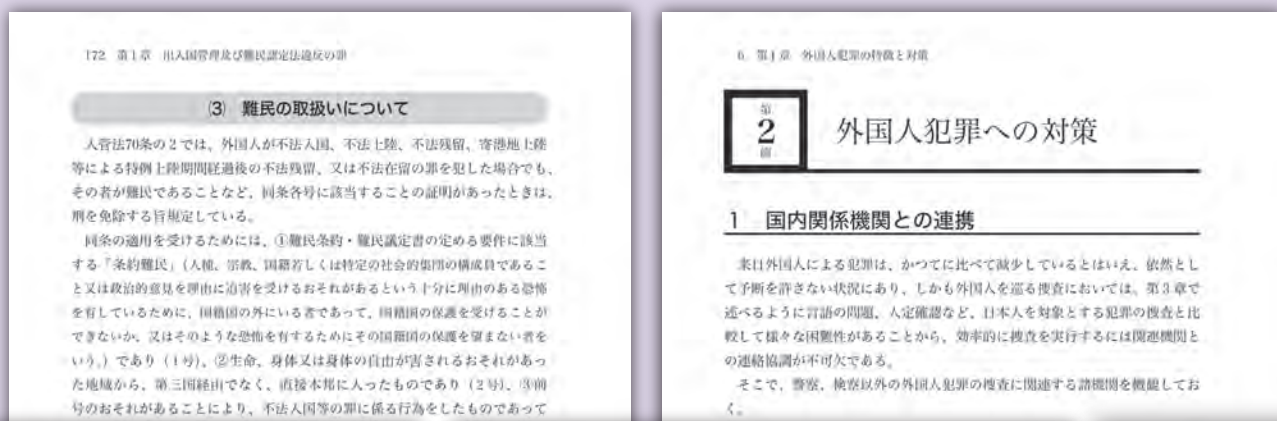
外事犯罪捜査の実務に即した捜査のポイントをわかりやすく解説！

「外事犯罪捜査に従事する第一線捜査官」のための、実務家必携ハンドブック。外事犯罪の捜査のポイントを押さえており、実務に必要な知識・経験則を学ぶことができる。

犯罪事実記載例集としても使用可能！ この一冊で送致・起訴まで OK

実務に必要な事案を網羅した犯罪事実記載例付き！ ①テーマごとの詳細な解説、②条文・罰条・法定刑の掲記、③捜査実務のポイントを押さえた注意書きにより、理解が深まる。

内容見本



第3編 人身売買

1 概要

人身売買の罪（刑法226条の2）は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、即止し及び処罰するための議定書」が、「人身取引」、つまり「搾取の目的で……他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、搬送し、又は収受すること」（同議定書3条）を犯罪として定めることを締約国の義務としていることを受け、平成17年の刑法改正によって新設されたものである。

刑法226条の2は、1項において、「人を買収した者は、3月以上5年以下の懲役に処せられる」と規定している。2項において、「人を買収した者及びその

行中
るケ
場合
、そ
るい
れる
に連
った
「国
は、
情等
れて
裁判
でな
2所
判例

312 第2章 出入国管理及び難民認定法違反以外の罪

ムレスが多くなるといわれて、取調べ不可能であったものの、このような場合でも他の関係証拠により偽装結婚の意図が立証できたものについては外国人女性、パブ経営者、ブローカーを公判請求し、有罪判決を得ている。

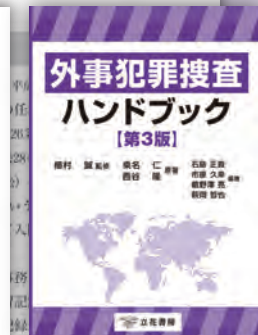
② 偽装嫡出子の事案

これについても、偽装結婚の延長で行われることも多いことから、偽装結婚であることの立証は重要となってくる。

さらに、偽装嫡出子や偽装認知の事案においては、当該届の提出経緯や提出状況、当事者の生活状況等について、偽装結婚と同様の捜査を行うとともに、

⑦ 日本人男性と子との間の血縁関係の有無

が重要になってくることから、DNA型鑑定等により、血縁関係がないことを立証しておく必要がある。



目次裏面参照▶▶▶

第1編 外事犯罪 総論

第1章 外国人犯罪の特徴と対策

- 第1節 外国人犯罪の特徴
第2節 外国人犯罪への対策

第2章 外国人の出入国在留管理制度

- 第1節 はじめに
第2節 法令・組織
第3節 外国人の入国及び上陸
第4節 外国人の在留管理
第5節 出 国
第6節 退去強制手続
第7節 難民認定手続

第3章 外事事件の一般的捜査事項

- 第1節 外国人の身上確認
第2節 外国人に対する強制捜査
第3節 外国人の取調べ・供述調書作成
第4節 その他の留意事項

第4章 国外における捜査

- 第1節 国外における捜査の必要性
第2節 証拠収集の具体的な方法
第3節 犯罪人の引渡し
第4節 刑罰の執行
第5節 犯罪人引渡しの実例

第5章 即決裁判手続

- 第1節 即決裁判

第2編 外事犯罪 各論

（構成要件の概要、捜査方法、注意点、記載例等）

第1章 出入国管理及び難民認定法違反の罪

- 第1節 旅券不携帯罪（2記載例）
第2節 不法入国罪（5記載例）
第3節 不法上陸罪（2記載例）
第4節 不法在留罪（9記載例）
第5節 不法残留罪（16記載例）
第6節 集団密航助長罪（7記載例）
第7節 不法入国等の幫助的行為、予備的行為の罪（6記載例）
第8節 虚偽申請罪（3記載例）
第9節 資格外活動の罪（8記載例）
第10節 不法就労助長罪（8記載例）
第11節 在留カードに関する罪（12記載例）
第12節 その他の入管法違反の罪
1 不法出国罪（2記載例）
2 難民認定に関する罪、退去強制手続に関する罪など（8記載例）

第2章 出入国管理及び難民認定法違反以外の罪

- 第1節 旅券法違反（6記載例）
第2節 偽装結婚等（6記載例）
第3節 人身売買（5記載例）
第4節 マネーロンダリング（1記載例）
第5節 銀行法違反（2記載例）
第6節 不正輸出・不正輸入（3記載例）
第7節 外国公務員贈賄（1記載例）
第8節 海賊行為（1記載例）

第3章 その他の資料編

- 第1節 外国人の氏名の記載（表記）方法
第2節 入管手続資料（2024年度版「出入国在留管理（出入国在留管理庁編）」より）
第3節 入管法施行規則別記様式

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

＊外事犯罪捜査ハンドブック〔第3版〕

申 込 _____ 部

ご所属名

庁・道・府・県

署・隊・課

貴社の個人情報の取扱いに同意の上、申し込みます。

ご担当者名

(TEL :

)

備考欄

個人情報の取扱いについて 株式会社立花書房 個人情報管理者 総務部長

利用目的 お客様の個人情報は商品発送・サービス実施とご案内・お問合せへの回答に利用します。【第三者提供】本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
委託 利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがございます。【開示請求・問合せ窓口】本人からのお申し出により、個人情報の利用目的の通知・開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止・提供記録の開示に対応します。弊社窓口 (info@tachibanashobo.co.jp) までご連絡ください。【提供の任意性】個人情報のご提供は任意ですが、必要な項目を頂けない場合、お申込みをお受けできない場合がございます。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) https://tachibanashobo.co.jp